

京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）指定管理者選定委員会 議事録

- ＜日 時＞ 令和8年7月31日（金）
午後3時30分～4時45分
- ＜場 所＞ 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）参画ルーム
- ＜出席委員＞ ※ 敬称略、五十音順
辻本 尚子 （不動産鑑定士、税理士）
永田 美穂子（京都商工会議所常務理事）
藤本 哲史（同志社大学政策学部教授）
森田 明男（市民公募委員）
- ＜議 題＞ 1 指定管理者制度及び施設の概要について
2 選定方法について
3 募集要項について
4 選定スケジュールについて

＜委員長等の選任＞

委員による推薦と承認により、以下のとおり選任

委員長 藤本 哲史 委員

副委員長 辻本 尚子 委員

＜発言内容＞

【1 指定管理者制度及び施設の概要について】

質疑等特になし。

【2 選定方法について】

藤 本： 指定管理者の公募の例外として公募を行わない場合があるとのことだが、これまでにこの例外的な取り扱いというのはあったか。

事務局： 男女共同参画センターについては、これまで非公募による選定はないが、本市の他の施設において非公募とした事例はある。

藤 本： 指定管理期間を4年間から2年間に変更する理由の中に、運営実態の把握の具体例として、「来館者動線」との記載があるが、これは何を把握することが目的か。

事務局： 現在来館者は、施設の北及び南西の入口から入館され、動線も複数あるが、今後1階に民間事業者が入居することで、利用者の動線に影響が生じる可能性がある。今後その点についても把握が必要との趣旨で記載している。

事務局： 今は1階にウィングス京都の事務的な機能や相談室を設置しているが、今回のレイアウト変更によって、それらを全て2階に移転させることとしている。例えば相談にいらした方の動線がこれまでとは異なり、まずは2階に上がっていただくというような変化が生じる見込みである。民間活用事業者の入居の影響について動向を把握するための期間を2年間と設定した。

辻 本：選定委員会の役割は、次の指定管理者を選定することと認識しているが、選定方法の例外適用については、京都市として決定されたものであるか。選定

委員会において決定するものではないという理解でよいか。

事務局： 京都市として、合理的な理由があると考えて非公募の形をとるという御提案をさせていただいた。選定方法も含めて、選定委員会の方で議論いただき、その方針について合意が得られれば、次の手順に入っていく。

辻 本： 市会において議決する必要はないか。

事務局： 選定方法については市会での議決を要するものではない。ただし、文化市民局全体の指定管理者の公募の方針については、市会の委員会で報告している。第2回の選定委員会で指定管理者を選定いただいた後、市会議案として提案する。

辻 本： それでは委員会としては、京都市とともに非公募にすることに対する責任がある立場になると理解した。

永 田： 現在の指定管理者については、今期以前にも継続して指定管理をされている団体か。

事務局： お見込みのとおり。当該センターについて指定管理者制度を導入した平成18年から継続して、指定管理を行っている。また、遡れば開館の平成6年から管理を受託している団体でもある。

森 田： 今年度に施設レイアウト再編工事や民間事業者の入居が予定されているが、主な内容と工期スケジュールを知りたい。

事務局： センター2階にある一部の施設については、今日的意義や利用率の低下により廃止したところである。施設廃止によって生じた2階の空きスペースに、1階の機能を集約することで、効率的な運営を目指すこととしている。3階にある中央青少年活動センターとも一層連携しやすくなり、施設としての魅力を向上させていきたい。

2階のレイアウト変更工事は完了しており、移転作業を近く行う予定である。1階の空きスペースは大垣書店に貸し付けることとしており、入居工事は9月頃以降に開始し、年度内の完了に向けて取り組まれる予定である。

藤 本： 令和9年度に民間事業者による活用が開始されている見込か。

事務局： 工事の進捗にもよるが、前倒しの可能性もある。

【3 募集要項について】

藤 本： この募集要項の内容は、これは公募を行う場合の募集要項か。今回は公募しないことになったが、それを前提とした募集要項になっているのか。

事務局： 基本的にはそれらの二つはほぼ同じである。ただし、共同で応募する場合などの記載については今回割愛した。京都市として指定管理者に求める水準が落ちるものではない。

辻 本： 13ページの提出書類には納税証明書や過去3年間の決算書が記載されているが、今回の指定管理候補者は以前から事業を継続しているので、決算書の提出は可能だろうと理解する。今後に向けて、公募を行う場合には、この施設の指定管理をするために組成した会社や団体については提出ができなくても良いのか。

事務局： 応募資格として、3年以上の事業を継続しているということを設けない限りはお見込みのとおりとなる。

辻 本： これまでは提出を求めていなかったことだと思うが、インボイスの適格登録事業者届出書を提出してもらっても良いように思う。

事務局： 確認したうえで、要項を修正する。

藤 本： 施設の概要として入館者数が記載されている。これについて、令和6年度、令和7年度は入館者数が減ってしまっているのだが、これは指定管理者に対し、例えばこの施設全体をもっと盛り上げていくためにどうすればいいのかといったことについて、期待される部分なのか。

事務局： 御指摘の期間については、工事によって一時的に使えない施設があり、入館者数に影響したものと認識している。一方で傾向として、長期的に見ても入館者数は減少傾向にあるため、利用者数の増加の工夫はお願いしたいところである。長年ウィングス京都を運営する中で、利用される年齢層の偏りや、リピーターの方が多い状況がある。こういった点も入館者数の減少傾向の原因であると思っている。幅広い世代の多様な方に来ていただける施設を指定管理者としても目指していただき、増客につなげていく必要がある。そういった提案も期待している。

藤 本： 指定管理者に期待されるのは、施設の管理に加えて、いわゆる企画コンテンツもということか。

事務局： 両側面があると認識している。ただし、今後民間事業者が1階に入られるという中で、入館者数とはウィングス京都の利用者なのか、館全体の利用者なのか、後者の場合それが増加したからと言って、その要因が何であるかの分析は必要であると感じている。

藤 本： ウィングス京都と大垣書店にぜひ協働していただきたいと思う。

人数の減少幅については無視できない大きな減少に思えるので、このまま利用者数が減ってしまうことは、よろしくないことだと思うし、何か工夫が必要ではないか、そこに指定管理者の方に積極的に関わっていただきたいと考えている。

事務局： 記載にある令和6年度及び7年度の入館者数の減少は、やはり工事の影響が一番大きかったと認識しており、その点については指定管理者の努力だけではカバーしきれないものだと考えている。今後、1階に民間事業者が入居した後、どうなっていくのか推移をしっかりと見守りたい。

辻 本： 会議室利用について、申込みが数か月前からと設定されているが、抽選で外れてしまう可能性を考慮し選択肢に入れづらい。イベントホールについても利用したいと思うが、数か月前の抽選で外れると、その時点から別の会場を探せないという理由で利用を躊躇してしまう。3年前くらいからできると使いやすいが。

藤 本： 目的が男女共同参画でなくとも利用可能か。

事務局： 可能である。ただし、男女共同参画を目的に活動されている団体で御登録をいただいている団体については、通常の方よりも早く予約が行えるという

制度はある。

辻 本： このセンターは立地が非常によく、交通至便の地であるので、その地の利を活かして工夫いただきたい。

藤 本： 資料5の9ページに記載のある審査項目の中で、適格性の4つ目にこれまでの実績が挙げられている。この項目の得点配分が5点となっており、いささか低いように感じる。これまでの実績に基づき、現行の指定管理者にお願いするという今回の状況は理解できるが、この実績を強調するほうが良いのではないか。実績があればさらにいい事業を展開してくれるだろうという期待につながることから、実績は重要視されるべきではないか。他の項目についてはこれからどうしていくのかという提案を求めるものなので、これまでの実績を重視していただきたい。

事務局： 確認して調整させていただく。

藤 本： 今回の審査については、プレゼンテーション審査は行われないので、資料5の9ページから10ページに記載のある配点で、誰がどのように審査をするのか。

事務局： 指定管理候補者から提出された書類について、委員の皆様には事前にその内容を確認していただき、第2回の選定委員会において評価をつけていただく流れである。各委員の評価の集合でもって最終的な評価とする。

藤 本： 点数をつける以上はやはりある水準の点数以上でないと選定されないという基準を示していただきたい。

事務局： 対応させていただく。

辻 本： 資料5の26ページに帳簿の保存は5年間と記載されている。税書類については7年間に保存年限が変更されているので、それに変更されてはいかがか。

事務局： 確認の上、修正させていただく。

【4 選定スケジュールについて】

質疑等特になし。